

議案第123号

令和4年度松阪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松阪市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月21日 提出

松 阪 市 長 竹 上 真 人

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小野・高木地区汚水処理施設維持管理業務に係る契約	令和4年度～令和5年度	8,221

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
小野・高木地区汚 水処理施設維持管 理業務に係る契約	千円 8,221		千円	R4～R5	千円 8,221	千円	千円	千円	千円 8,221